



償却資産の申告をお忘れなく！

■問い合わせ 税務課 ☎ 64・6004

申告は義務

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。この償却資産の課税については、申告制度がとられており、市内に償却資産を所有している法人・個人は、毎年1月1日現在の資産の状況等を、資産の多少にかかわらず、1月31日までに申告しなければなりません。

償却資産とは？

事業を行っている人*が、その事業のために用いる資産（構築物・機械・器具・備品など）のうち、法人税または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入できるものを指します。
※工場や商店などの経営や、農漁業・不動産業などを行う個人や法人

主な償却資産の例（主要な業種別）

喫茶 飲食業	テーブル、いす、陳列ケース、カウンター、レジスター、電子レンジ、冷凍機、製氷機、厨房用品、テレビ、ジュークボックス、ステレオ、放送設備、冷蔵庫、日よけ、看板、門、塀、駐車場舗装路面など
理容 美容業	理容いす、シャンプーいす、洗面設備、湯沸かし機、タオル蒸し器、研磨機、ドライヤー、美顔機、ヘアースチーマー、エアコン、鏡、テレビ、ステレオ、看板、レジスター、待合いす、サインポールなど
農業 漁業	ビニールハウス、乾燥機、もみすり機、育苗機、温室管理装置、器具や機械のアタッチメント、漁船、魚群探知機、養殖用設備、漁具・漁網など
不動産 貸付業	塀、フェンス、側溝、看板、駐車場などのアスファルト舗装、ライン引き、物置、自転車置き場、外灯、花壇・植えこみなど

※ただし、次の資産は固定資産税の償却資産の対象になりません。

- 土地・建物（固定資産税の「家屋」として課税されているもの）
- 自動車など（自動車税・軽自動車税の対象となるもの）
- 無形減価償却資産（漁業権、特許権など）
- 使用可能期間が1年未満の資産
- 取得価格が10万円未満の資産で、一時に損金算入されたもの（少額償却資産）
- 取得価格が20万円未満の資産で、3年間で一括して均等償却されたもの（一括償却資産）

償却資産（固定資産税）申告の適正化に取り組んでいます

市では、償却資産制度の周知と申告の勧奨のため、事業を行っている法人・個人に申告書を送付しています。

申告の必要がある場合は、申告書に同封の手引きなどを参考に、期日までに申告書の提出をお願いします。

※不明な点は、税務課（課税グループ）まで問い合わせてください



20歳になったら



国民年金

年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なう“万が一”の事態に備えて、お互いに保険料を出し合い、支え合う制度です。

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入する義務があります。

■問い合わせ 市民福祉課 ☎ 64・6018
敦賀年金事務所 ☎ 0770・23・9904

1 加入手続きについて

令和元年10月1日から、原則として20歳になったときの加入手続きが不要になりました。満20歳を迎えた人には、誕生日からおおむね2週間以内に、日本年金機構から国民年金に加入した旨の通知が届きます（厚生年金ま

たは共済年金の加入者は除く）。通知が届かない場合は、加入手続きが必要です。市民福祉課2番窓口（市役所1階）または最寄りの年金事務所で手続きを行ってください。

1

2 保険料や支払方法について

国民年金保険料は、月額16,410円（令和元年度）です。支払いは、現金払い（納付書）のほか、口座振

替で支払うこともできます。口座振替は、現金払い（納付書）に比べて、前納割引の割引率が高くなっています。

2

3 加入しなかったり、保険料が未納になったりすると…？

「ケガや病気などで障がいが残った場合、受給できるはずの障害年金がもらえない」、「受給資格期間が足りないため老後に年金がもらえない」などの問題が発生します。

特に、仕事をやめたときや、配偶者の扶養から外れたときなどには、国民年金への加入手続きが必要となりますので、忘れずに手続きを行ってください。

3

4 支払いが難しい場合は免除制度も

所得が少ないなどの理由で、保険料を納めることが困難な人は、納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料免除制度を利用することができます。手続きは、市民福祉課2番窓口または

最寄りの年金事務所で行ってください。※学生納付特例制度の申請には、在学証明書の原本または学生証の両面の写し（在学予定期間が記載されているもの）が必要です。

4

5 免除制度を利用した場合の年金はどうなるの？

特例・猶予制度を受けた期間は、本来10年以上必要である保険料支払い期間（受給資格期間）に含まれますが、将来の年金額の計算には含まれません。

特例・猶予期間の保険料は、後から遡って支払うことができ、通常納付した場合と同様に将来の年金額が計算されます（追納制度）。

◆追納制度とは…
特例・猶予期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付できます。追納する際の保険料額は、当時の額が基準となりますが、3年度以上遡る場合は、加算額が上乘せされます。（例）令和元年度に追納する場合、平成28年度以前の保険料に加算額を上乘せ

5